

輸送・荷役作業および付帯作業における安全宣言

～関係法令等を遵守し、安全第一で業務にあたります～

- ・荷物の重量、高さ、幅、長さに関して制限外積載は行いません。
(※制限外の申請が下りているものは別ですので、事前にご相談下さい。)
- ・輸送距離によっては、積み降ろしの日程や時間の調整を
 願う事がございます。
- ・弊社の移動式クレーンを使用しての積み降ろし作業、場内作業では
安全装置の解除や不安全作業は行いません。



荷物の重量、高さ、幅、長さの制限について

〈重量〉:車両の架装によっては、積載重量が変化しますが、車両毎の積載重量は概ね下記の通りです。

【4t平】:3.0t～3.4t積載迄	【4tユニック】:2.0t～2.4t積載迄
【4増t平・4増tユニック】:5.0t～7t	以上の積載もあり、幅がございます。
【10t平】:10t未満の積載迄	【10tユニック】:8.5t未満の積載迄
【10増t平】:13t～14t積載迄	【10増tユニック】:11t～12t積載迄

〈高さ〉:地上高3.8m 迄

車両のサイズや荷台床の高さにより、お荷物の積める高さが異なる場合がございます。

〈幅〉:荷台の幅 迄

【4t・4増t車】:2.15m迄 【10t・10増t車】:2.34m～2.38m迄

〈長さ〉:荷台から車両総全長の1割増しの長さ迄が後部より延長可能です。

以上、車両によって荷物の重量、高さ、幅、長さ等の制限が異なります。
また、走行する道路や運行スケジュールにより上記の限りではございません。
お間違えないよう、事前にご確認下さい。

輸送距離と日程について

・厚生労働省の指導の下、運送事業者は運転者への運行時間・拘束時間の管理を法令に従って、行わなければなりません。

したがって、1日の走行距離や運行時間等に限度があります。

これも、安全第一とコンプライアンス両面において、お客様へ安定的なサービスをご提供をさせて頂く為には、必要不可欠なものであると考えております。

「安心と信頼を生む」 輸送サービスのご提供を目指し、これから努力してまいります。



※ その他の輸送距離、日程については、お気軽にお問い合わせ下さい。

移動式クレーンの使用について

・弊社は、移動式クレーン車(ユニック車)を用いて、土木・建築資材や精密機械、コンクリート製品、鋼材等を作業現場や工場をはじめあらゆる場所に輸送し、作業のサービスをご提供させて頂いております。その為、ある程度の対応力を持ち合わせたドライバーを派遣させて頂いておりますが、移動式クレーン車の特性上、作業に適さないと判断される場合には、恐縮ではございますが、お断り申し上げます場合がございます。特に、下記の作業では、ご辞退させて頂きますので、ご了解下さい。

1. 定格荷重を超える作業(過吊り)
2. 安全装置の解除(過巻装置)
3. 横引き・引込み作業(作業半径外・用途不適格)